

野田市ことば相談室の設置及び管理
に関する条例を廃止する条例をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 18 号

野田市ことば相談室の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

野田市ことば相談室の設置及び管理に関する条例（平成 16 年野田市条例第 9 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。